

業務説明書

1. 委託業務名

令和6年度 台湾への輸出を促進するための奈良県産イチゴの流通調査およびプロモーション委託業務

2. 業務の目的

本事業は、令和5年度（補正）農林水産省補助事業「GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト」の一部として実施するもので、奈良県産イチゴの台湾への輸出を促進するため、流通の実態およびその課題を明らかにする。併せて、県産イチゴの台湾市場での販売を戦略的に進めるため、テスト販売やプロモーションを通じて現地ニーズを把握することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和7年3月5日（水）まで

4. 業務の内容

(1) 輸出対象国および対象品目

対象国、対象品目は下記を基本とするが、国を追加することは可能とする。

対象国 : 台湾

対象品目 : イチゴ

(2) 生産地から現地までの奈良県産イチゴの流通調査

- ・奈良県産イチゴを台湾へ輸送し、流通実態を把握するための調査を2回以上実施する。
- ・測定に必要な機器は、県指定のものを委託事業者が委託料の中で購入する。これらの機器は県の所有物とする。
- ・購入する機器は、以下のとおりとする。

振動計測器 G-MEN GL100 2台

※同様の性能のものであれば、他社製でも可とする。

- ・調査の詳細は、県と事業者で相談の上、決定するものとする。
- ・調査するイチゴの量は20ケース程度とする。
 - ア) 生産地で商品と共に温度と振動の計測機器を梱包する。
 - イ) 到着店舗で計測機と計測データを回収し、県に報告する。
 - ウ) 到着店舗で果実の傷み具合を調査する。

(3) 現地での奈良県産イチゴのテスト販売

- ・小売店においてテスト販売を実施する。
- ・販売する商品は(2)で台湾へ輸送したものをを用いて可とする。
- ・実施は、令和6年12月～令和7年2月の間で1週間以上とする。

- (4) 現地の消費者または実需者を対象としたプロモーション
- ・奈良県産イチゴの知名度向上と販路拡大に繋がることが期待できる内容とする。
 - ・プロモーションにおいて台湾にて商品を使用する場合は、(2) で台湾へ輸送したものを用いて可とする。
 - ・プロモーションの時期は、奈良県産イチゴが入手可能な時期（(3) のテスト販売期間を含む）とする。
- (5) 事業者との調整と必要物品等の調達
- ・流通調査、テスト販売およびプロモーションの実施に必要な事業者等との調整を行う。
 - ・必要な物品、資材等の調達は業務に含むものとする。また、輸出に係る諸手続についても行うこと。
- (6) 現地での奈良県産イチゴのニーズ調査
- ・(3) および(4) で実施するテスト販売とプロモーションの中で、現地のニーズ調査を行う。
 - ・ニーズ調査の方法の定めはないが、現地ニーズを把握した上で、台湾市場における販路拡大に向けた取組方策等を報告書に取りまとめる。
- (7) その他の業務
- ・委託業務の遂行に際しては、進捗状況及びその後の実施内容を確認するため、県の担当者と毎月1回以上の打ち合わせを実施すること。
 - ・委託業務完了後は、速やかに業務完了報告書（第1号様式）を県に提出すること。

5. 成果品

本業務の成果品及びその納期は、以下のとおりとする。

- ・業務完了報告書（成果報告書、経費明細書、その他業務の成果に関する資料を添付すること）
- ・納期：令和7年3月5日（水）

6. 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要であると認めるときは、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (3) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱いは、次のとおりとする。
- ①構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
 - ②本業務に関する著作権（製作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、そのすべて奈良県に帰属するものとする。

- (4) 本業務を受託しようとする者は、奈良県公契約条例に関する別紙の遵守事項を理解した上で受託すること。
- (5) 奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例附則第3条に基づき、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

7. その他

本事業は、令和5年度（補正）農林水産省補助事業「GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト」を活用し、「GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト実施規程（制定 令和6年3月29日；株式会社マイファーム）」により、実施するものである。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を事業所内から持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第9 乙は、甲の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況等についての指示等)

第12 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注 「甲」は「奈良県」を、「乙」は受託者をいう。

(第1号様式)

令和 年 月 日

業務完了報告書

奈良県知事 殿

所在地
商号
代表者名

下記業務を完了したので報告します。

記

1. 業務の名称 令和6年度 台湾への輸出を促進するための奈良県産イチゴの流通調査およびプロモーション委託業務

2. 契約年月日 令和 年 月 日

3. 業務期間 自：令和 年 月 日
 至：令和 年 月 日

4. 成果品
 - ① 成果報告書（様式自由）
 - ② 経費明細書（様式自由）
 - ③ その他業務の成果に関する資料